



各主体の役割

■良好な環境をつくっていくために、各主体が果たすべき役割が責務として定められています。

◆県民の責務

- ・日常生活に伴う環境への負担の低減に自主的かつ積極的に努めることが求められています。
- ・資源、エネルギーの効率的な利用や廃棄物の減量に努めるとともに再生資源の積極的な利用や環境への負荷の少ない商品やサービスの選択を行うことなどが重要です。
- ・環境に関する学習や教育への参加に努めるとともに、行政が実施する施策に協力することが求められています。
- ・環境保全上の支障の防止に関して必要な情報の提供に努めることが求められています。
- ・地域社会の一員として環境の保全・創造に自ら努めるとともに、行政の施策に協力することが求められています。

◆事業者の責務

- ・事業活動に伴う公害防止や自然環境保全の措置を行うことが求められています。
- ・製造した製品等が廃棄物となっても適正に処理されるようにすることが求められています。
- ・原材料に再生資源を利用するなど製造等の段階で環境への負荷を低減するとともに、省エネ型製品を生産したり、過剰包装を避けるなど製品が使用される段階でも環境への負荷を低減することが求められています。

◆県の責務

- ・本県の自然的社会条件に応じた総合的な施策の策定、実施が求められています。
- ・市町村の施策についての必要な調整、支援に努めることが求められています。